

# 岐阜県公報

第 二 千 三 百 十 二 号  
平成二十四年一月十三日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定

(地域福祉国保課) 二二五ページ

指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 二二八

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 二二九

保安林の指定施設業要件を変更する予定である旨の通知

(同) 二三三

道路の区域変更

(道路維持課) 二三三

道路の供用開始

(同) 三三四

### 監査委員会告示

定期監査の結果

(監査委員) 三五

### 公 示

指定管理者の指定

(清流の国ぎふづくり推進課) 三八

同

(健康福祉政策課) 三八

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 三八

指定自立支援医療機関の変更届出

(同) 三八

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 三九

公共測量の実施

(用地課) 三九

## 告 示

### 岐阜県告示第六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇



永木 正仁	羽島市舟橋町宮北一 二七	居宅療養 管理指導	ながき内科クリニック	羽島市舟橋町宮北一 二七	同
永木 正仁	羽島市舟橋町宮北一 二七	介護予防 訪問看護	ながき内科クリニック	羽島市舟橋町宮北一 二七	同
永木 正仁	羽島市舟橋町宮北一 二七	介護予防 居宅療養 管理指導	ながき内科クリニック	羽島市舟橋町宮北一 二七	同
医療法人かがやき	羽島郡岐南町八剣北一 一八〇 六	訪問看護	訪問看護ステーションかが やき	羽島郡岐南町八剣北一 一八〇 四	同
医療法人かがやき	羽島郡岐南町八剣北一 一八〇 六	介護予防 訪問看護	訪問看護ステーションかが やき	羽島郡岐南町八剣北一 一八〇 四	同
有限会社大垣ケアサービ ス	大垣市林町八 五三	認知症対 応型共同 生活介護	グループホームあおぞら	大垣市林町八 六九	同
有限会社大垣ケアサービ ス	大垣市林町八 五三	介護予防 認知症対 応型共同 生活介護	グループホームあおぞら	大垣市林町八 六九	同
株式会社清水屋高山店	高山市西之一色町三 一一三五	福祉用具 貸与	清水屋ピュア高山店さわや かショップゆうあい	高山市西之一色町三 一一三五	同
株式会社清水屋高山店	高山市西之一色町三 一一三五	特定福祉 用具販売	清水屋ピュア高山店さわや かショップゆうあい	高山市西之一色町三 一一三五	同
株式会社清水屋高山店	高山市西之一色町三 一一三五	介護予防 福祉用具 貸与	清水屋ピュア高山店さわや かショップゆうあい	高山市西之一色町三 一一三五	同
株式会社清水屋高山店	高山市西之一色町三 一一三五	特定介護 予防福祉 用具販売	清水屋ピュア高山店さわや かショップゆうあい	高山市西之一色町三 一一三五	同
株式会社ウイズ	多治見市滝呂町一四 七	居宅介護 支援事業	そふとケア	多治見市滝呂町一四 七	同
マルミ株式会社	名古屋市東区東大曾根 町二二七	居宅療養 管理指導	マルミ薬局 各務原店	各務原市蘇原東栄町二 一〇〇 二	同
マルミ株式会社	名古屋市東区東大曾根 町二二七	介護予防 居宅療養	マルミ薬局 各務原店	各務原市蘇原東栄町二 一〇〇 二	同
マルミ株式会社	名古屋市東区東大曾根 町二二七	介護予防 居宅療養	マルミ薬局 各務原店	各務原市蘇原東栄町二 一〇〇 二	同

合同会社中野町デイサー ビス	大垣市中野町三 一	管理指導	中野町デイサービス	大垣市中野町三 一	平成三・一〇・四
合同会社中野町デイサー ビス	大垣市中野町三 一	介護予防 通所介護	中野町デイサービス	大垣市中野町三 一	同
有限会社めぐみ介護サー ビス	恵那市長島町中野二 〇五 七二	居宅介護 支援事業	居宅介護支援事業所めぐみ 乗越事業所	恵那市長島町中野二 〇五 七二	平成三・一〇・二
有限会社めぐみ介護サー ビス	恵那市長島町中野二 〇五 七二	認知症対 応型共同 生活介護	グループホーム 中野方め ぐみ	恵那市中野方町三五六 四三	同
有限会社めぐみ介護サー ビス	恵那市長島町中野二 〇五 七二	介護予防 認知症対 応型共同 生活介護	グループホーム 中野方め ぐみ	恵那市中野方町三五六 四三	同

岐阜県告示第七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名

平成二十四年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主 たる事務所の所在地	サービス の種類	指定居宅介護事業所等の名 称	指定居宅介護事業所等 の所在地	変 更 年 月 日
新 株式会社スギヤマ調 剤薬局	名古屋千種区内山二 一三 九	居宅療養 管理指導	スギヤマ調剤薬局羽島市民 病院前店	羽島市竹鼻町狐穴字東 百石三四二四 一	平成三・八・二
旧	名古屋昭和区阿由知 通四 七	介護予防 居宅療養 管理指導	スギヤマ調剤薬局羽島市民 病院前店	羽島市竹鼻町狐穴字東 百石三四二四 一	同
新 株式会社スギヤマ調 剤薬局	名古屋千種区内山二 一三 九	居宅療養 管理指導	スギヤマ調剤薬局羽島市民 病院前店	羽島市竹鼻町狐穴字東 百石三四二四 一	同
旧	名古屋昭和区阿由知 通四 七	介護予防 居宅療養 管理指導	スギヤマ調剤薬局羽島市民 病院前店	羽島市竹鼻町狐穴字東 百石三四二四 一	同
株式会社スギヤマ調 剤薬局	名古屋千種区内山二 通四 七	居宅療養		多治見市前畑町五 八	

称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

新 劑薬局	一三九	管理指導	スギヤマ調劑薬局多治見店	五二	同
旧	名古屋昭和区阿由知 通四七	介護予防 居宅療養 管理指導	スギヤマ調劑薬局多治見店	多治見市前畑町五 五二	同
新	株式会社スギヤマ調劑薬局 一三九	介護予防 居宅療養 管理指導	スギヤマ調劑薬局多治見店	多治見市前畑町五 五二	同
旧	名古屋昭和区阿由知 通四七				
新	株式会社新生メディカル 一四	訪問介護	株式会社新生メディカル瑞穂営業所	瑞穂市只越二二九二 瑞穂市別府二四三番地	平成三・一〇・一
旧	岐阜市宇佐南四二〇 一四	訪問介護	株式会社新生メディカル瑞穂営業所	瑞穂市只越二二九二 瑞穂市別府二四三番地	同
新	株式会社新生メディカル 一四	介護予防 訪問介護	株式会社新生メディカル瑞穂営業所	瑞穂市只越二二九二 瑞穂市別府二四三番地	同
旧	岐阜市宇佐南四二〇 一四	居宅支援 事業	株式会社新生メディカル瑞穂営業所	瑞穂市只越二二九二 瑞穂市別府二四三番地	同

岐阜県告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大垣市上石津町上字初谷一四一四から一四一六まで、一四一七・一四一八合併、一四三二から一四三四まで、一四三五の二、一四三六、一四三七の二、一四三八の二、一四三九から一四四六まで、一四四八の二、一四四九、一四五〇の二、

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
  - 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

一四五一から一四五六まで、一四五八、一四五九、一四六一から一四六四まで、一四六六から一四七四まで、一四七五の二、一四七七、一四七八、字日向山一五四七の二から一五四七の二七まで

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大垣市上石津町西山字幾利一〇六五の三三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市加子母字小和知西一三七五の四三、一三七五の四〇一、一三七八の一（次の図に示す部分に限る。）、字島一五八七の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市中之保字盲目洞三八二八から三八三六まで、三八四四の一、三八四六、三八四八から三八五一まで、三八五二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字盲目洞三八三〇、三八三三から三八三五まで、三八四四の一、三八二八・三八二九・三八三一・三八三二・三八三三・三八三六・三八四六・三八四八から三八五〇まで、三八五二の一（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市板取字大上三五八三六の二六、五八三六の二七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大上三五八三六の二六・五八三六の二七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市明智町横通字シヨリド三五一、三五三の二、三五三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
飛騨市古川町戸市字溝上洞二〇の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市馬瀬名丸字岩之平一五六六の一・字水洞一五六九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲高科字引洞七九七の二五、七九七の三二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
加茂郡白川町上佐見字小屋洞一・二九八の一・字鎌洞一三三四の一・字細野一六四三・一六四四の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示

する。

平成二十四年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
郡上市美並町高砂字宮奥一三六六の七三
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年一月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考

岐阜県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年一月十三日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一般国道	二百五十七号	恵那市上矢作町字下モ田 四〇二五番六地先から	前 三〇〇	後 二〇〇	三〇〇
------	--------	---------------------------	----------	----------	-----

道路の種類	路線名	区間	区域の変更		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			別後	前後			
県道	大和並緑	郡上市八幡町有坂字堂前一八八番の一地先から	前	後	三〇〇	一六五	A及びBの係る土地の区分を示す図表を別に添付する。
			同	同	二〇〇	一六五	
同	同	郡上市八幡町有坂字大矢二番の一地先から	前	後	三〇〇	三〇〇	同
			同	同	二〇〇	三〇〇	
同	同	郡上市八幡町有坂字大矢二番の一地先から	前	後	三〇〇	三〇〇	同
			同	同	二〇〇	三〇〇	

岐阜県告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年一月十三日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域の変更	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	篠原線	加茂郡八百津町潮見字本郷一四三の二地先から	前	五二	四六	
		同郡同町同字同	後	九六	四六	

岐阜県告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年一月十三日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考
			ル		（決定年月日）

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	(区域又は 決定年月日 の変更又は 告示の日)
一般 国道	四百十八 号	恵那市武並町竹折字槇平一 三〇二番一地从先から 同 市 同 町 同 字 同 官 公有無番地先(一三五〇番) まで	二八七・二	平成 二四・一・三	平成 三三・九・七

監査委員会告示

岐阜県監査委員会告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第四項の規定により平成二十三年十一月一日から同年十一月三十日まで執行した定期監査の結果は、次のとおりである。

平成二十四年一月十三日

岐阜県総務部 村 下 貴 夫  
 岐阜県建設部 大 野 泰 正  
 岐阜県環境部 鶴 飼 誠  
 岐阜県健康部 神 戸 正 雄  
 岐阜県福祉部 石 井 直 子

第1 監査実施機関数

知 事 直 轄	監査実施機関数		監査結果件数		
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	本課検討
-	-	-	-	-	-

総務部	2	0	0	0	0	0	0	0
企画部	-	-	-	-	-	-	-	-
総務部	-	-	-	-	-	-	-	-
健康福祉部	5	1	1	3	1	2	0	
商工労働部	3	1	1	2	1	1	0	
農政部	4	2	1	3	2	1	0	
林政部	2	0	1	3	0	3	0	
県土整備部	2	0	1	1	0	1	0	
都市建設部	-	-	-	-	-	-	-	
ぎふ清流国体推進局	-	-	-	-	-	-	-	
振興局	1	0	1	1	0	1	0	
教育委員会	24	11	2	20	12	8	0	
警察本部	17	1	11	13	1	12	0	
その他	1	0	0	0	0	0	0	
合 計	61	16	19	46	17	29	0	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、重大と認められた事項
  - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、指摘事項を除いた事項
  - ・ 本課検討事項 現地機関を所管する課に対して、検討を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」は、同時に指導がされた場合を含む。「-」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、35機関において、17件の指摘事項及び29件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善を求めた。

1 総務部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
職員研修所	平成23年11月14日	なし	なし

歴史資料館	平成23年11月9日	なし	なし
-------	------------	----	----

## 2 健康福祉部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
関保健所	平成23年11月25日	なし	なし
関保健所郡上センター	平成23年11月25日	なし	なし
中濃保健所	平成23年11月8日	なし	2件
衛生専門学校	平成23年11月9日	なし	なし
下呂看護専門学校	平成23年11月14日	1件	旅費の過大支給

## 3 商工労働部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
情報技術研究所	平成23年11月9日	なし	1件
国際たくみアカデミー	平成23年11月25日	1件	雑入(電気料金実費)の過大徴収
木工芸術スクール	平成23年11月28日	なし	なし

## 4 農政部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
河川環境研究所	平成23年11月25日	なし	1件
農業大学校	平成23年11月22日	1件	旅費の過大支給
国際園芸アカデミー	平成23年11月17日	1件	生産物売払収入の調定金額誤り
岐阜家畜保健衛生所	平成23年11月30日	なし	なし

## 5 林政部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
森林研究所	平成23年11月22日	なし	なし
森林文化アカデミー	平成23年11月25日	なし	3件

## 6 県土整備部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
揖斐土木事務所	平成23年11月2日	なし	1件
東海環状自動車道事務所	平成23年11月4日	なし	なし

## 7 振興局

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
西濃振興局揖斐事務所	平成23年11月2日	なし	1件

## 8 教育委員会

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
岐阜教育事務所	平成23年11月25日	なし	なし
西濃教育事務所	平成23年11月25日	1件	旅費の過大支給
美濃教育事務所	平成23年11月25日	なし	なし
可茂教育事務所	平成23年11月25日	2件	報償費等の過大支給 旅費の過大支給
東濃教育事務所	平成23年11月25日	なし	なし
飛騨教育事務所	平成23年11月25日	なし	なし
大垣北高等学校	平成23年11月25日	1件	旅費の過大支給

大垣桜高等学校	平成23年11月14日	1件	旅費の過大支給	1件
不破高等学校	平成23年11月22日	なし		なし
郡上北高等学校	平成23年11月2日	なし		なし
関有知高等学校	平成23年11月2日	なし		なし
加茂高等学校	平成23年11月25日	1件	雑入(電気料金実費)の徴収不足	2件
東濃高等学校	平成23年11月25日	なし		なし
可児高等学校	平成23年11月8日	1件	雑入(電気料金実費)の過大徴収	なし
多治見高等学校	平成23年11月8日	なし		なし
多治見工業高等学校	平成23年11月8日	1件	旅費の過大支給	1件
土岐紅陵高等学校	平成23年11月14日	1件	旅費の過大支給	1件
土岐商業高等学校	平成23年11月25日	1件	旅費の過大支給	なし
恵那高等学校	平成23年11月17日	なし		1件
恵那南高等学校	平成23年11月25日	なし		1件
中津高等学校	平成23年11月22日	なし		なし
中津川工業高等学校	平成23年11月25日	なし		なし
益田清風高等学校	平成23年11月25日	1件	雑入(電気料金実費)の徴収不足	なし
吉城高等学校	平成23年11月25日	1件	旅費の過大支給	なし

9 警察本部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
岐阜中警察署	平成23年11月8日	なし	1件

岐阜南警察署	平成23年11月25日	なし		1件
各務原警察署	平成23年11月25日	なし		1件
岐阜羽島警察署	平成23年11月25日	なし		1件
海津警察署	平成23年11月25日	なし		なし
垂井警察署	平成23年11月25日	なし		なし
大垣警察署	平成23年11月25日	なし		1件
揖斐警察署	平成23年11月25日	1件	委託料の過大支出	1件
山県警察署	平成23年11月14日	なし		なし
郡上警察署	平成23年11月14日	なし		1件
関警察署	平成23年11月25日	なし		なし
加茂警察署	平成23年11月25日	なし		1件
多治見警察署	平成23年11月17日	なし		1件
中津川警察署	平成23年11月17日	なし		1件
恵那警察署	平成23年11月25日	なし		1件
高山警察署	平成23年11月25日	なし		1件
飛騨警察署	平成23年11月25日	なし		なし

10 その他

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
選挙管理委員会揖斐地方事務局	平成23年11月2日	なし	なし

公 示

指定管理者の指定

岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例（平成十四年岐阜県条例第四十六号）第十三条の規定により公示する。

平成二十四年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

高山市丹生川町坊方二一九番地一

乗鞍国際観光株式会社

二 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県福祉・農業会館に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十四年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

ハヤックス・太平ビルサービス共同体

構成員

岐阜市市ノ坪町四丁目一九番地

ハヤックス株式会社

東京都新宿区西新宿六丁目二番一号

太平ビルサービス株式会社

二 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十四年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 月 日 指 定
キクヤ薬局	多治見市前畑町三丁目七六の五	精神通院	平成 三・三・三
薬局はーばす高富店	山県市高富二二五七番地二	精神通院	平成 四・一・一
ルーン調剤薬局	羽島郡笠松町田代天神二四七の 一	精神通院	平成 四・一・一
アイセイ薬局滝呂店	多治見市滝呂町二二の一四八の 八五	精神通院	平成 四・一・一
ハーズ八代調剤薬局	岐阜市八代一の一六の一八	精神通院	平成 四・一・一
アイセイ薬局付知店	中津川市付知町広島野二七一 の一	精神通院	平成 四・一・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十四年一月十三日  
精神通院医療に係るもの  
(薬局)

岐阜県知事 古 田 肇

名称	所在地	自立支援医療の種類	変更年月日
(株)順天堂薬局	岐阜市今小町一六番地	精神通院	平成二四・一・一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年一月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年十二月二十二日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社本巢ショッピングワールド

三 建物の名称及び所在地

LCワールド本巢

本巢市政田字上市場一四〇四番地の一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イズミヤ株式会社 代表取締役社長 林 紀男 外五三者  
(変更後) 株式会社リオワールド 代表取締役 横山 和幸 外四四者

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局高山国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局高山国道事務所

二 作業種類

公共測量(基準点測量)

三 作業期間

平成二十三年十二月二日から  
同 二十四年三月二十七日まで

四 作業地域

高山市、下呂市

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十四年一月十三日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一  
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ

ブイ・アール・テクノセンター

- 一 作業機関  
岐阜地方法務局
- 二 作業種類  
公共測量（不動産登記法第十四条第一項地図作成）
- 三 作業期間  
平成二十三年十二月二十日から  
同 二十四年二月二十九日まで
- 四 作業地域  
岐阜市大字長良・大字長良福光の一部及び岐阜市長良西山前の全部地内